

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（41 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 41 万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成 18 年 3 月から同年 8 月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 3 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が 38 万円となっているが、当時の給与明細書によれば、41 万円の等級に相当する厚生年金保険料が給与から控除されているので、標準報酬月額を 38 万円から 41 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（41 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書」において、標準報酬月額が「38 万円」と記載されていることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間のうち、平成9年1月31日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日とし、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月31日から11年6月1日まで

申立期間もA社に継続して勤務しており、その期間の給与から厚生年金保険料が控除されているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人より提出された源泉徴収簿及び雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務し、申立期間のうち平成9年1月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録によれば、平成9年1月31日から同年6月1日までの期間について、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は同年1月31日に適用事業所ではなくなっているが、申立期間において法人格を有していることから、当該期間当ても厚生年金保険法に定める強制適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該源泉徴収簿及び平成8年12月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主は、当該期間において強制適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所としての届出を行っていなかったものと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成9年6月1日から11年6月1日までの期間については、当該源泉徴収簿において、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。このほか、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月1日から19年4月1日まで
② 昭和20年10月1日から22年8月25日まで

私は、昭和17年6月にA社B工場に入社し、18年4月1日から19年3月までの期間については、A社本社の庶務課に勤務していた。

昭和19年4月からは、私は、C社D工場に出向していたが、終戦後に再びA社本社に戻り、22年8月25日に同社を退職するまで継続して同社本社に勤務した。

私がA社本社に勤務した申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していたはずなので、認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録から、申立人が勤務していたA社本社（E社F部。昭和19年6月1日にA社が他の2社と合併しE社を設立。）が厚生年金保険法（昭和19年2月16日法律第21号）の適用事業所となる昭和19年6月1日以前の期間である。

また、労働者年金保険法（昭和16年3月11日法律第60号）では、筋肉労働者の男子工員のみが労働者年金保険の被保険者となるとされているところ、申立人の主張及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間①について、A社本社の庶務課に所属し、事務の仕事に従事していたことが確認できることから、労働者年金保険の適用対象となる工場勤務の筋肉労働者ではなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①について、A社の事業を継承したG社は「申立人が事務職の場合、労働者年金保険の適用とはならないため、加入させていなかったと考えられる。」と供述している。

申立期間②について、A社の事業を継承したH社及びG社には、申立期間②当時の人事記録等が保管されていないため、申立人の在籍状況や社会保険の適用状況を確認することはできず、申立期間②においてA社本社に勤務（厚生年金保険の被保険者資格はE社F部において取得）していた前述の同僚からも、当該期間について申立人がA社本社に勤務していたこと、及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

また、申立内容から、申立人が申立期間②について勤務していた可能性が考えられるE社本社、F部、I支店及びJ支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査しても、申立人の名前は確認できず、申立人の厚生年金被保険者台帳においても申立内容に係る記録は確認できない。

このほか、申立人について、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月23日から同年6月30日まで

私は、A専門学校を卒業後すぐに、専門学校の紹介によりB町にあったC社に入社し、昭和29年6月30日に退職するまで、アメリカ軍の兵士や将校の応対をしていた。

C社はD社（E社）系列と聞いており、厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするC社について、C社、F社及びG社の事業所名で調査を行ったが、いずれの事業所名においても厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、商業登記も確認できない。

また、申立人が「C社とD社、H社（現在は、E社に吸収合併。）は系列関係にあった。」と述べているが、両社に照会しても、C社が両社いずれかの直営事業所あるいは系列事業所であったことを示す資料及び申立人が両社のいずれかに在籍していたことをうかがわせる記録等は確認できなかった。

さらに、申立人は同僚等の氏名を記憶しておらず、同僚等から申立人の勤務実態及び保険料控除についての供述を得ることもできない。

加えて、社会保険庁が保管する申立期間に係るD社及びH社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の名前は無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の「事業主氏名又は名称及び事業所の名称」欄にも申立事業所に係る記録は記載されていなかった。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、申立人は事業主により控除されていたとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 412

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 4 月 11 日から同年 5 月 6 日まで

私は、昭和 22 年 4 月 11 日にA社（現在は、B社）C支店D営業所に入社したが、厚生年金保険の加入は同年 5 月 6 日からとなっているため、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び退職証明書から、申立人が昭和 22 年 4 月 11 日に同社に入社し、同日付でC支店D営業所に配属後、55 年 5 月 19 日に退職するまで同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、申立人と同じく昭和 22 年 4 月に入社しD営業所に配属された同僚二人は、いずれも、申立人と同じく入社翌月である同年 5 月に厚生年金保険被保険者資格を取得している上、その理由について、前述の同僚二人は、「労働争議の影響などにより、入社日が月の途中となったことから、資格取得日は翌月の 5 月になったのだと思う。」と供述しており、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金被保険者台帳記号番号払出票によれば、申立人の厚生年金保険の記号番号は昭和 22 年 5 月 6 日を資格取得日として、同月 31 日に払い出されていることが確認でき、それ以前に被保険者資格を取得したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。